資料No. 4

災害対策関係法令等と防災計画の関係

災害対策基本法（1961 年 11 月 15 日）

防災に関する組織（中央防災会議など）
防災計画、災害応急対策などについて規定。
（原子力災害に特化した記述はない。）

原子力災害対策特別措置法
（1999 年 12 月 17 日）

平成 11 年に発生した JCO 事故を受け、災対法等の特別法として制定。
・原子力事業者／国／地方公共団体の責務
・原子力事業者の防災教務計画策定
・原子力災害対策本部
等について規定。

国／防災基本計画（中央防災会議）

災対法 34 条に基づき、中央防災会議が策定する我が国の防災に関する基本的な計画。

第 10 編に「原子力災害対策編」が規定。

原子力安全委員会による「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）を十分に尊重。

さらに、以下の具体的な事項についても規定。
・防災対策重点地域の範囲
・緊急時のモニタリング計画
・避難等の内閣総理大臣の指示等
・安定ヨウ素剤の予防服用　　等

修正の指示等

主務大臣に提出

原子力事業者防災業務計画

（原災法 7 条に基づく計画）

立地都道府県知事
立地市町村長等に協議

都道府県／地域防災計画

（災対法 40 条に基づく計画）

内閣総理大臣に報告

内閣総理大臣に報告

知事に報告

市町村／地域防災計画

（災対法 42 条に基づく計画）

指定行政機関の防災業務計画

（災対法 36 条に基づく計画）